

ポイントの発行停止と端数ポイント払い戻しのお知らせ

(協) 由宇通津シール会の解散に伴い平成28年12月31日をもって加盟店によるポイント発行を停止いたします。「ゴール」の印字された満点ふれあいカードは平成29年9月29日(金)まで引き続き500円のお買い物券として加盟店でご利用いただけます。満点に達していないふれあいカードは平成29年1月4日(水)より事務局にて「払戻申出書」に必要事項をご記入いただき、確認後その場で現金にて払い戻しいたします。(期限は平成29年9月29日まで) 詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。



(協) 由宇通津シール会発行「共通商品券」払い戻しのお知らせ

お手持ちの「共通商品券」は平成29年1月3日(火)をもってご利用できなくなります。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記の方法で払い戻しをいたします。未使用商品券をお持ちの方は、下記期間内にお申し出ください。



1. 払い戻し対象となる商品券 (協) 由宇通津シール会発行 「SHOPPING YU TSUZU」500円商品券
2. 申し出場所 (協) 由宇通津シール会事務局 (窓口電話0827-63-0753)
3. 申し出の方法及び払い戻し方法 事務局窓口に未使用の商品券をご持参ください。事務局設置の「払戻申出書」に必要事項をご記入いただき、確認後その場で現金にて払い戻しいたします。持参が困難な場合は事務局に電話連絡いただき、事務局から「払戻申出書」を郵送します。必要事項を記入の上、払戻申出書と未使用商品券を事務局宛に同封の返信用封筒にて返送してください。事務局で確認後、銀行振込又は現金書留で対応します。商品券の額面金額と事務局への郵送料を合算して振り込みます。振込手数料は当組合が負担します。※払戻期間最終日当日消印のものまでが有効
4. 払い戻し期間 平成29年1月4日(水)～平成29年9月29日(金)
5. 注意事項 払い戻しのお申出期間内に手続きを行わない場合は、当該払い戻し手続きから除斥されるのでご注意ください。

お問い合わせ (協) 由宇通津シール会事務局
740-1428 山口県岩国市由宇町中央2丁目3-2 岩国西商工会由宇支所内 電話0827-63-0753
受付時間 平日9:00～17:00 土日祝及び年末年始(12/29～1/3) 夏季休業日(予定日8/14～15)を除く